

教 育 研 究 業 績 書

2025年 5月 1日

氏名 津 幡 笑

研 究 分 野		研 究 内 容 の キ ー ワ ー ド	
1. 人文社会系・社会科学・法学		新領域法学	
教 育 上 の 能 力 に 関 す る 事 項			
事 項	年月日	概 要	
1 教育方法の実践例 1)「知的所有権法」「デザイン法規」「特許法」「知的財産権論」「知的財産法概論」「知的財産法I、II」の学生教育指導	平成19年4月～現在	知的財産権法の全体を半期で学習するため、視覚情報に訴えるパワーポイントを工夫し具体的な裁判例のコピー商品の実例や著作権侵害の実例をできるだけ紹介し、学生を飽きさせない授業にする努力をした。ニュースになるような事例は直近の講義に取り入れる工夫をし、常に最新の裁判例に沿った講義を展開した。	
2)「民法」の学生教育指導	平成20年4月～平成21年3月、2022年4月～現在	主に公務員試験等の受験を目指す学生のために民法の知識をコンパクトに習得するため重要事項をまとめ、民法全体を概観し、判例を紹介するなど具体的なケースを用いた各論の講義を進める方式で授業を構成している。授業の中で類題演習・問題演習をし、その後毎回講義終了時に小テストを行い知識の定着を確認し、学生にフィードバックするようにしている。	
3)「企業と法」「財産取引と法」の学生教育指導	2021年9月～現在	法学を専門としない学生が社会に出てから必要になる法知識を習得するために基礎的な法学の理論及び判例通説をわかりやすく説明することを心がけた。主に民法及び商法の分野に関する事例を扱い、ビジネス実務検定や宅建士試験も目指せるような内容にし、問題演習も行った。	
4) 基礎演習、専門基礎演習	2022 年 4 月 ～ 2024年3月	専門演習、卒業研究への橋渡しとなる読み書き話しプレゼンやレポートを作成するための基礎技能を修得させるため、レジュメ作成やグループワーク、個別発表、グループ発表の指導を行った。	
5) 専門演習	2023年4月～現在	法学、とりわけ民事法分野における判例を素材とした判例演習を行った。	
6) 地域課題研究	2023年4月～現在	地域課題を発掘し社会学部の学びとして地域活性化へどのような取り組みを行うべきかフィールドワークを行い、グループワークを中心に課題解決への議論を行った。	
7) 卒業研究	2024年4月～現在	学生一人一人の研究テーマに沿った卒論指導を行った。	
2 作成した教科書、教材 1)『18歳からはじめる知的財産法』 16章「転職するときに気をつけることは？競業避止契約と秘密保持契約」、 17章「インターンシップ中にすごいものができました！職務上創作された知的財産の帰属」、 18章「プログラマーに知財って関係ありますか？ソフトウェアの法的保護」	2021年7月	知的財産法の教科書の一部を分担執筆したものである。 16章では、労働法と知的財産法の交錯領域である競業避止義務と秘密保持義務の根拠となる契約の効力を、裁判例を中心に分析、紹介した。 17章では、いわゆる職務著作と職務発明について、その成立要件や通説・判例について、初学者向けに解説した。 18章では、いわゆるプログラム著作権やソフトウェア発明について著作権と特許権の両面から解説した。(18章はコラム部分を大石玄先生と共著)。 編者 大石玄・佐藤豊 著者 平澤卓人、真嶋宏明・津幡笑 他	
3 教育上の能力に関する大学等の評価			

事 項		年月日	概 要	
4 実務の経験を有する者についての特記事項		2019年9月	札幌市主催の「いきいき健康福祉フェア」にて、「生前整理」をテーマに終活・相続・遺言について講演を行った。	
5 その他				
職 務 上 の 実 績 に 関 す る 事 項				
事 項		年月日	概 要	
1 資格, 免許		平成29年2月	行政書士資格	
2 特許等				
3 実務の経験を有する者についての特記事項		平成27年4月～2022年3月	北海道大学高等法政教育研究センター協力研究員	
4 その他				
研 究 業 績 等 に 関 す る 事 項				
著書, 学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所, 発表雑誌等又は発表学会等の名称	概 要
(著書) 1. 18歳からはじめる知的財産権法	共著	2021年6月	法律文化社	知的財産法をはじめて学ぶ人のための入門書。法律を専門に学ぶことのない法学部以外の学部の学生を念頭に知的財産法の全体像と基礎知識を無理なく学べるよう工夫したものである。特許法だけでなく意匠法や著作権法、不正競争防止法まで知的財産に関する法律を幅広く網羅した。
(学術論文) 1. 判例研究 職務著作における「法人等の業務に従事する者」ーグリーン・グリーン事件(東京高判平成15. 7. 10)	単著	平成17年8月	知的財産法政策学研究8号189～204頁	著作権法15条1項によると、法人等に従事する者が職務上作成する著作物で、その法人が自己の著作の名義の下に公表するものの著作権は、その法人等になるが、「法人等の業務に従事する者」の要件については法人等の外部の者が作成した著作物について職務著作の成否が争われることがある。 この論文は、業務委託契約を締結した者との関係で職務著作を否定した裁判例を素材に、主にこの要件について検討した判例評釈である。
2. 職務発明の相当な対価請求に関する手続的な規律のあり方	共著	平成18年6月	期間労働法213号60～70頁	職務発明に関する特許法35条については2004年に改正がなされ、それによると職務発明の対価の支払いについては、勤務規則等での定めが、使用者と従業者の協議や従業者からの意見聴取の状況等に鑑みて不合理でない場合には、裁判所はこれを尊重すべきこととされている。このような協議や意見聴取の手続について、いかなる手続が適正であるかについて考察したのが本論文である。 田村善之・津幡笑共著。共同研究につき本人担当部分抽出不可能。

著書, 学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所, 発表雑誌等又は発表学会等の名称	概 要
(学術論文) 3. 営業秘密における秘密管理性要件	単著	平成19年3月	知的財産法政策学研究 14号190～214頁	不正競争防止法により営業秘密として保護されるためには、(1) 秘密管理性 (2) 有用性 (3) 非公知性の3つの要件を満たさなくてはならない。 とりわけ注目すべき要件は「秘密管理性」であり、この点に関する企業の努力は大きな意味を持つ。具体的に、企業に望まれる営業秘密の管理水準はいかなるものであるべきか。本論文は、この点に関する裁判例の分析を行うことにより、裁判例における秘密管理性要件の基準を明らかにするものである。
4. 「秘密管理性[ノックスエンタテイメント事件]」	共著	平成19年11月	中山信弘＝大淵哲也＝茶園成樹＝田村善之編 『商標・意匠・不正競争判例百選』(2007年・有斐閣) 192～193頁	不正競争防止法により営業秘密として保護されるための要件の一つである秘密管理性については、その管理水準が問題となる。この論点に関する代表裁判例である「ノックスエンタテイメント事件」を素材として、望ましい秘密管理の水準について検討したのが本件判例評釈である。田村善之・津幡笑共著。共同研究につき本人担当部分抽出不可能。
5. 「絵画的な表現の著作物の保護範囲 ―博士イラスト事件―」	単著	平成21年9月	知的財産法政策学研究 24号97～116頁	著作権侵害のうち複製権、翻案権侵害になるか否かを判断するにあたり、要件の一つである著作権法上の著作物の類似性の範囲について論じた。過去の裁判例を網羅し検証し、とりわけ絵画的な表現の著作物の類似性に当たっては、表現に共通する要素と異なる要素をどのように抽出して比較検討するのかを裁判例の事案を総合的に検討することにより明らかにした。
6. 「翻案権と類似性(6) ―イラスト―東京地裁平成20・7・4平成18(ワ)16899[博士キャラクター]」	単著	平成21年12月	『著作権判例百選(第四版)』	著作権法の翻案権と類似性について論じた以前の論文を教材として学生向きにわかりやすくリライトしたもので、絵画・イラストにおける類似性要件の可否がどの程度まで類似すると認められるか否かをわかりやすく解説した。
7. 「財産的価値を有するデジタル遺産の現状と法的課題」	単著	2022年3月	札幌大谷大学社会学部 論集 第10号79～94頁	故人のデジタルデータのうち財産的価値を有するものについて、相続の可否、アカウント引き継ぎの可否について実務上の現状を分析し、今後の法的課題を明らかにした。
8. 「地域ブランド～地理的表示の保護～」	単著	2023年1月	LE VENT Vol. 3 22～23頁	地域ブランドの法的保護手段について概説し、とりわけ農林水産省の地理的表示制度について解説した。

著書, 学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所, 発表雑誌等又は発表学会等の名称	概 要
(学術論文) 9. 野球独立リーグ観戦者の特性に関する調査研究 ―美唄ブラックダイヤモンドを事例として―	共著	2024年3月	札幌大谷大学社会学部論集 第12号 17～33頁	西浦 功・津幡 笑共著(西浦主著)。近年、地域活性化の足がかりとして注目されるプロ野球独立リーグは、その一方で、観客が少ないという問題も抱えている。本稿では、試合観戦者や球団イベント参加者へのアンケート調査から得られたデータを分析し、観客動員戦略について考察するものである。その結果地元のファミリー層や市外の野球ファンをもっと取り込む施策をとるべきであることを提言した。
10. バイオアートと著作権～アメリカ法における議論を素材として	単著	2025年4月	札幌大谷大学社会学部論集 第13号 16～28頁	本稿は、日米におけるバイオアートと著作権をめぐる議論を概観し、現行の知的財産法が直面する課題と、それらに対応するための法改正の可能性を検討するものである。自然を題材とした芸術作品の著作権に関する司法判断として注目を集めているシカゴ・パーク事件を分析し、米国司法が自然や生物を題材とした芸術作品の著作権についてどのようなアプローチをとる可能性があるのかを考察するとともに、バイオアートの法的保護の可能性を探るものである。
(その他) (翻訳) 1. Lee Nari, 特許対象の再編成と財産権主義の台頭―ビジネス方法の特許適格性	共訳	平成17年11月	知的財産法政策学研究 9号 23～70頁	この論文はビジネス方法特許の規範的な意味合いを検討することにより特許制度の進化を分析するものである。日米欧の関連する法律、裁判例、特許当局の審査に関するガイドライン、ビジネス方法特許のクレームを検討することにより、特許の対象の拡大が特許法の適切な守備範囲はどこまで及ぶかという問題について答えることを目的とするものである。共同翻訳者(本人を含む) 田村善之・津幡笑
2. Pamela Samuelson, MGMは本当にGrookster事件で勝訴したか	単訳	平成18年4月	知的財産法政策学研究 11号 53～64頁	P2P(ピア・ツー・ピア)ファイル共有の違法性が問題となっている昨今、2005年にアメリカ連邦最高裁判所で出されたエンターテインメント産業からP2Pファイル共有ソフト提供会社に対して提起された訴訟に関する判決について、従来の連邦最高裁の判例法理との関係を踏まえて検討するものである。

著書, 学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所, 発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
(その他) (翻訳) 3. ブラニスラヴ・ハズハ, 文化創出におけるパブリックドメインの役割	単訳	2023年2月	田村善之編『知財とパブリック・ドメイン』 3～30頁	オープンソースソフトウェアとマッシュアップの事例をもとに、著作権法の伝統的な役割の限界を示し、オープンな生産形態としてのオープンソースソフトウェアの役割やクリエイティブ・コモンズやオープンアクセスの果たす機能に着目して、パブリックドメインの重要性を示唆するものである。